

令和 7 年度 職場改善運動の取組内容について

1 令和 7 年度の取組方針

環境局の組織的な課題解決や市民サービスの向上を念頭に置き、すべての職員が自らの職務を遂行するにあたってより効果的・効率的な方法を考え、実行することにより、各職場の職場環境を改善することを通して、職員の意識改革と職場風土の活性化を図るという方針のもと、職場改善運動を推進する。

2 具体的な取組項目

(1) 各職場改善委員会の開催

各課・事業所の職場改善委員会を中心に、職場改善の取組を継続して行う。職場改善委員会では、職員の小さな改善や日頃の工夫の吸い上げを図る。職場改善サポート隊は、啓発及び支援のために、必要に応じて各職場改善委員会に参加する。また、任意の職場より改善事例の報告を受け、職場カイゼンニュースや庁内ポータル等で共有を行う。

(2) 新採用者の職場改善提案にかかる研修の実施

新採用者フォローアップ研修において、本市に就職して間もない新採用者の視点から、日々の業務や環境局の現状の改善点についてグループ内で対策案を考え、研修の中で発表する。

・開催時期 9～10 月頃

(3) 「職場カイゼンニュース」の発行

各職場における改善の取組等の情報を広く職員へ周知し、共有化を図ると共に、各職場の職場改善運動の活性化に繋がる情報発信を行う。